

第40回鳥取家庭判所委員会議事概要

1 開催日時

令和6年2月20日（火）午後2時00分～午後3時30分

2 開催場所

鳥取地方・家庭裁判所大会議室

3 出席者

（委員・五十音順）

足立珠希、石山雄貴、加島滋人（委員長）、笹川修一、白岩有里、多田裕一、
幡雄一郎、深田巧、古田昌己

（事務担当者等）

秋山判事、田島首席家裁調査官、島津首席書記官、藤澤訟廷管理官、長山主任
書記官、石塚家裁事務局長、河村家裁務課長、渡邊家裁総務課課長補佐（書
記）

4 議題

- (1) テーマ：成年後見制度の利用促進に向けた取組について
- (2) 次回開催テーマ等

5 議事

- (1) 新任委員の紹介
- (2) テーマについての意見交換等

裁判所事務担当者が、成年後見制度の利用促進に向けた取組について説明を
行った後、意見交換をした。

要旨は別紙のとおり。

6 次回開催期日等

- (1) 次回テーマ

鳥取地方裁判所委員会との合同開催とし、「デジタル化による事務改善」をテーマとして意見交換する。

(2) 次回開催期日

開催候補月を令和6年6月とし、日時については追って指定する。

以 上

(別紙)

○委員長

それでは、まず、成年後見制度についての実情ということで、皆様の中で、直接又は間接的にでも、後見に関わったことがある方がいらっしゃれば、世間でどういう声があるか、あるいは先ほどの説明に対する御意見、御質問でも結構ですので伺いしたいと思います。

○弁護士委員A

認知症を発症した方の財産の管理処分について、相談者に対して後見制度の説明をしますと、まず、その方について今ある財産をどうにかしたいのであって、後見制度の利用に消極的であったことがありました。また、両親と離れて暮らしており、両親の財産を使うために成年後見制度を利用したいという方に説明すると、使い勝手が悪いという意見をいただきます。本来は本人の保護のための制度ですが、本人の財産を自由に管理処分するというようなイメージを持たれてる方もいらっしゃるもので、おそらく一般的にはまだ浸透していないという感覚です。

○弁護士委員B

認知症の方は大勢おられますが、後見制度を利用しなくても御家庭の援助で足りるという方が結構いらっしゃいます。私の父親も認知症になっても特に差し支えないような状況です。

申立てをされるのは、これまで親族が援助していたところ、その親族御自身も高齢になり、今後、管理処分を別の方に任せたいという場合、そもそも身寄りがなくて市町村長申立てとなる場合、親族間で対立があるため専門家に任せたいという場合など、パターンとしてはそんな感じだと思います。それ以外では、大きな財産の処分が必要になり、親族では法的手続をとるのが難しい場合などがあります。

なかなか利用が進まない理由として考えられることとしては、やはり専門家への

依頼に関して費用がかかるという点、本人であれば支出していたと思われる財産であっても、裁判所にチェックされて使えなくなるかもしれないというところで敬遠されるのではないかと思います。

本人が孫に毎年お金をあげていた、ということの後見等開始後も継続することについて、裁判所に報告すれば割とOKを出していただけるという認識ではありますが、いかがでしょうか。

○事務担当者

裁判所としては、本人の財産を本人だけのために使うということを重視するあまり、本人がもしお元気であればお孫さんたちにしたであろう贈与とかを認めなかったり、他には、旅行に行つてたくさんの支出をすること、それを本人は望んでいるが、そうすると収支がマイナスになり本人の財産を毀損することになるから許さない、本人の財産を本人のために使えないというような後見監督をしているという御指摘をいただいているところです。

今まで、本人の財産管理の面を重視するあまり、本人の意思を尊重し、本人が望んでいる生活を送っていただくという面について、裁判所の理解が浅かったのではないかということは、利用促進計画でも指摘されているところでして、現在では、先ほど述べた本人であればこのような判断をしたという点を尊重する裁判官が多いのではないかと考えております。

○学識経験者委員C

私の夫は会社員ですが、成年後見制度を知っているかと聞いてみると、名称は聞いたことはあるが、中身は分からないと言いました。

資料の8ページに、本人がメリットを実感できるような運用になっていないとあり、私もそうだと思います。

私が仕事上接するのは、認知症の方というよりは、児童相談所が関わるケースで

知的障害や精神障害をお持ちの父母です。そのような方に対し、成年後見制度を利用した方がよいと思って利用の促しをしても、自分のお金は自分で使いたい、人に握られたくないと言われます。

メリットが感じられず、窮屈な制度だと思うからそういうコメントが出るのかと思います。本人に制度利用のメリットが腑に落ちれば、活用も高まるとは思います。縛られたくない、財産を握られたくないというところが本音だと思うので、そこをプラスのイメージに変えていければよいと思います。

○委員長

自分のお金は自分の思うように使いたいということは誰しも思うところではありますが、自己決定と、能力が下がってきたときにそれをどうするか、非常に悩ましいところがあると思います。

○学識経験者委員D

私は精神科の病院を経営しております。

職務上、成年後見の鑑定を依頼されることが割とありますが、先ほど話題に出た本人がメリットを実感しにくいという点がまさに壁となっており、そもそも損か得かを判断できなくなった方が利用する制度ですので、必要性がなかなか理解できないと思います。そうすると、判断ができなくなった方の拾い上げができていないということが現状であろうと思います。

現在の一般的な成年後見制度への認知度としては、ほとんどの方が名前は聞いたことがあるが、内容がよく分からないということになると思います。

保佐や補助であれば、私の患者さんの中にも制度を利用したいとおっしゃる方はいますが、制度の説明を受けた後、費用の点を聞いて利用をやめるケースがあります。

さらにいったん開始すると、ずっと続くことになってしまうので、そこに引っか

かる方も多いようです。昨今のニュースで、制度の一時的な利用も可能になるという話も出てきていますので、その辺が変わってくれば状況も変わってくると思います。

私の接するケースでは、認知症あるいは精神障害の方がメインになりますが、認知症の方が増加し、成年後見制度の利用を必要とするケースであっても、家族との利害関係の存在等が情報として上がってこないのが問題点の一つになっていると思います。

○委員長

費用面がネックというところでしょうか。

費用面で裁判所からお話をしていただけるところはありますか。

○事務担当者

申立ての段階では、戸籍の取得、医師の診断書の作成費用などを考えていくと2万円前後でしょうか。ただ、そちらよりも第三者である専門職が後見人に選任された場合、報酬が毎年発生し、それでどうしても毎年20万円から30万円程度の金額になり、その点が気になるということをおっしゃる方はお聞きするところではあります。

○委員長

そのぐらいの金額になるから、尻込みされるケースがあるということでしょうか。

○学識経験者委員D

そうです。実際にそういう具体的な額が判明すると、無理です、とお断りされる方が何人かおられました。

○学識経験者委員E

先日、当社の日本海新聞で、成年後見制度の利用の見直しに関する諮問の記事、閣議決定の話を記事でかなり多く取り上げたつもりです。それを社会面でトップ扱

いで報じましたが、全くといっていいほど読者からの反応がありませんでした。

一方、認知症の話をニュースで発信すると、5人に1人が認知症になる時代と言われていきますから、認知症家族の方から反応があります。必要性はあるが、関心が向かないのはなぜか、そこがこの制度見直しの諮問にもつながっていると思いますが、その根本的なことを考えていかなければならないと思います。

後見人に対する報酬などの費用面の問題があるところ、一方、報酬を求めない親族が後見人になると法律面での手続が難しいという問題もあり、今日の議題で出ている市民後見人をいかに育て、発掘するかということが大事であり、おそらくこういった点を我々新聞社もクローズアップし、記事で発信していけば、もう少し関心度も高まると思います。

○学識経験者委員F

市民後見人の話とも関連しますが、後見人の仕事は、人権保障の面でとても大事で責任が伴う仕事だということが分かります。

今、費用の話が出ましたが、一方で、後見人にどれくらい対価が支払われるのかが気になるところです。年間20万円から30万円とのことですが、そうすると、月1万円ぐらいで後見事務を行うのは結構大変で、このままですと、やりがいがある人たちが疲弊していくシステムがそこにあるのではないかと考えています。後見人側から見ると責任は大きく、やりがいもかなりある仕事だと思いますが、一方で疲弊してしまう、そういうイメージがあります。

○委員長

難しいところです。専門家に頼むと費用が大きく、一方、無償で受けてくれる人は、これはなかなか大変です。

次に進みたいと思いますが、成年後見制度を知っていただくということで、裁判所で広報関係で現在企画しているところを紹介していただけますか。

○事務担当者

広報関係では、他の裁判所で行われたことが記事になったこともあり、そこでお知りになってる方もいらっしゃると思います。

これまで家庭裁判所では、成年後見制度に関して一般市民を対象として説明会をしております。私も、他の裁判所にいたときに、そのような説明会を行っている場面に接しておりますので、裁判所ごとで、それぞれ企画して制度の説明会をしています。

また、利用促進法の第1期計画の中では、市町村担当者も多数の方の制度理解が不十分でした。そこで、裁判所から後見担当者が出向いて、自治体の担当者への説明を実施したこともあります。ほかには、自治体からは、市民が集まるイベントがあったときに、講師として裁判所の職員が出向いて説明をするなど、いろいろな形で広報をしておりました。これは鳥取だけではなく、他の裁判所でもやっております。

さらに、裁判所では、毎年秋の法の日週間という広報行事の中で今年度は後見制度に関する広報を計画しているところでございます。そこで市民の方に説明をさせていただいたり、可能であれば報道関係の方にお越しいただいて取材していただき、それを市民へお知らせしていただくことができると考えており、現在、具体的な企画を練っているところです。

○委員長

様々な機会を通じて広報することが大切ではありますが、制度そのものに内在する使い勝手の良し悪しを伝えることは広報のみでは難しいのかもしれませんが、また、制度そのものが十分認知されていない面もあると思いますので、そのあたりをやっつけていかなければならないと思いますが、権利擁護支援という枠組みがあり、裁判所だけで完結するものではなく、裁判所を含め、行政や福祉など各機関が連携し、そ

の中で裁判所がどういうアピールをしていけばいいかという点について、何か戦略的な御助言をいただければと思います。

○弁護士委員B

逆に教えていただきたいのですが、市民後見人の養成講座に参加された方々はどのようなルートで後見人に選任されるのでしょうか。候補者が登録され、このケースは市民後見人がふさわしいから、登録機関に推薦を依頼するのでしょうか。

弁護士であれば、弁護士会に推薦を依頼されたり、弁護士事務所へ直接アプローチされたりします。その他の専門職はネットワークに登録されている方がいると思いますが、市民後見人はネットワークのNPOなどに登録されているのでしょうか。どのようなルートで選任されるのか、教えていただきたいです。

○事務担当者

市民後見人については、各市町村の福祉担当者が名簿として管理しているという形になります。

実際にどういう方が登録されているのかを市の担当者の方に伺ったところ、実態としては、ボランティアで地域貢献をしている方をはじめ、成年後見制度にもともと興味のある方が、市の広報や、すでに市民後見人として登録されている人から話を聞いて、市民後見人養成講座を受講して市民後見人名簿に登録される方が多いとのことでした。

これは鳥取市の話になりますが、ケアマネジャー経験者等の元専門職もいらっしゃいますが、それはごく一部にすぎず、七、八割はこれまで福祉とはあまり関係がない方が登録をされているとのこと。ただ、それらの人もいきなり市民後見人候補者となるのではなく、支援員として中核機関や福祉施設等で多少の経験を積んだ上で市民後見人の養成講座を受講し、登録される方が多いと聞いています。

また、中核機関の方向性によっても若干選任形態が異なるところがあり、東部、

中部については、おおむね専門職と市民後見人をワンセットで選任する運用が定着していますが、西部では中核機関が後見人を受任し、中核機関の支援員として市民後見人候補者が実働するケースが多いと聞いています。

今述べたように、市民後見人候補者は市町村が管理している形になります。

なお、実際に市民後見人が選任されるケースは、市長申立てで、このケースでは市民後見人の選任がふさわしいと思料する旨申立担当者から裁判所に連絡があり、それを踏まえ、市民後見人の選任の可否について裁判所で判断するというのが実情になります。

○委員長

市民後見人に関しては、厚労省のウェブサイトなどにも、市民後見人に関する記事が掲載されており、動画によって、どういう活動をしているか、現実に活動している人のお話を提供されているようです。

それで、裁判所がこの成年後見制度の中で何ができるかについてですが、裁判所は、申立てがあって初めて、審査して後見人を選任し、その後はそれを監督するという仕事でして、そこはどうしても受け身な形にならざるを得ません。そうすると、むしろ前さばきの部分が権利擁護支援の大事な一歩であって、そこで様々なニーズを汲み取った上で、活動がされている機関等があることが推察されるのですが、その点何か紹介していただけますか。

○事務担当者

利用促進の中での裁判所の立ち位置に関係してくると考えますが、先ほど委員長から説明があったように、裁判所は、申立てがあった後、後見人を選任し、その選任した後見人を監督するという立場になるところ、利用促進の面では裁判所も地域連携ネットワークの一員として機能しております。

そこで得ている情報では、①福祉の関係者、行政の担当者又は専門職の方は本人

をどう支援できるか、②本人やその周りにいる御家族やケアマネージャーの方が何か問題に直面したときに地域でどう支えていくか、この2つの点で地域連携ネットワークがどのように役割を果たしていくかが検討されています。連携の構造としては、福祉関係者は本人や周りを取り巻く御家族などのチームの支援をし、裁判所は後見人が適正に事務をしているか監督し、その監督権を行使する中で適切に本人がメリットを享受できる、そういう後見制度の実現を目指すという形になっています。

その取組みの中で、裁判所では、例えば鳥取市の中核機関の担当者と問題点を解決する方法はないかなど意見交換会を実施するなどしております。

裁判所は、司法機関であり、中立的な立場ではありますが、地域連携ネットワークの中で、福祉関係者がどんなことをされているのかということを理解しなければ相互理解も深まりませんし、後見申立て前、申立てから選任に至るまで、そして選任後、3つの場面に応じてそれぞれ役割の違いがあって、それがどううまく機能するかという点を各意見交換会に参加してコミュニケーションを取りながら連携を図っています。

裁判所としても、様々な連絡協議会や研修などに参加をし、他の機関との相互理解を深めているという状況になります。

○委員長

裁判所の本来の職務は、申立てがあつて初めて判断をするという形となりますが、その中で司法機関として果たすべき役割について、他の機関へ情報提供をし、他方、現場のニーズの把握をすることで選任あるいは監督をより適切なものにしていくこととなります。

裁判所ではこういう運用をしているなど、実情を各機関に紹介することを通じて相互の理解を深めていきたいと考えており、例えば今日配布しているパンフレットで、末尾に他の機関の紹介等もしていますが、何かもう少しこういう情報が欲しい

とか、こうした方がいいのではないかなど、何か御意見いただけるでしょうか。

○学識経験者委員C

このパンフレットは実際どこに置かれますか。配布先が行政だけなのか、広く一般の方が手に取れるところに置かれるのか、その辺はどうでしょう。

○事務担当者

このパンフレットにつきましては、裁判所から各市町村の窓口へ毎年一定数送付しています。

そのほか、福祉関係で後見関係をよく扱われている部署になるべく届くようにという形でやっておりますが、裁判所で知っている福祉関係の方以外にもう少しこういうところにもこのパンフレットがあるとより浸透するというようなご意見があればぜひ教えていただきたいと思います。

○学識経験者委員C

福祉に限定するならば、もっとケアマネージャーがいらっしゃる場所とか、訪問看護をされているところとか、看護協会など、いろいろコアに詰めていけばありますが、認知症は今後誰でもなりますよというお話であれば、福祉関係に限定する必要はなく、コンビニでもよいと思います。福祉に限るのか、広く一般を対象とするか、狙いどころによって配るところも違うと思います。

○委員長

どのように広報するのが効果的か、狙いを定めて戦略を立てるのが良いとの御意見と承りました。

次に市民後見人のお話に入ります。市民後見人について、どんな実情にあるかに関しては、先ほどの説明で、専門家、親族に対する第三の存在という位置付けで、身近な存在であり、細やかな対処が期待される存在であると考えますが、いろんなジャンルの方がおり、市民後見人に期待されるイメージ、こういう人にやってもら

ったら非常に助かるなど、何か御意見いただけますでしょうか。

○学識経験者委員D

制度を利用される方が知的障害なのか精神障害なのか、あるいは認知症なのかで全く変わってくると思います。これからのニーズは認知症がメインだと思いますので、それを考えますと、もちろん一般の方に広く知っていただくのがベストではあると思います。ただ、それを具体的にどう知らせるかという難しい面もあると思いますので、介護施設あるいは介護事業所など、実際認知症の方がいるところで、どういう後見人が必要であるかということも大現場を見ている人たちは分かっていますから、説明資料の11ページの図で出てくる一番コアなところにいるケアマネージャーなど、状況をよく理解している方々が後見人を受けてくれる可能性があると思います。利害関係の有無を見ながら、例えばこの施設の方の後見人は別の施設の方から選任する、というような形をとるなどしながら、そのような施設を中心に市民後見人に関する情報提供を重点的にやってみたらどうでしょうか。

○弁護士委員B

ケアマネージャーや看護師で稼働し、フルタイムで働くのはやめたが、福祉関係に関わりたいという希望を持っている方をお願いするというのは流れとしてはいいと思います。全く畑違いのところから勉強してやってくださいというのも、依頼する側も不安を感じると思いますし、引き受ける側もハードルが高いと思うので、これまでの仕事の延長線上にあるような方がいいと思います。

そもそも、市民後見人は親族後見人と専門家の間という位置付けと言われますが、市町村から市民後見人がふさわしいと提案されるのはどういったケースですか。

○事務担当者

現状、市民後見人にふさわしい事案となるのは、まず、本人の財産が非常に多額とまでは言えないことです。数千万の財産をお持ちの方であると、それを市民後見

人に管理していただくには責任があまりにも重いと考えられるからです。それから、例えば相続など、親族間で法的な問題が現に生じていないことです。そういう事案は、専門職後見人をお願いして、問題を解決していただくのが適切と思われることから、そういう事案は市民後見人にはお願いしておりません。それから、市民後見人は本人に寄り添ってきめ細かくニーズを聞き取って対応していただくということが期待されていることから、例えば本人が入院され、ほとんどコミュニケーションが取れないといった事案は現状市民後見人にはお願いしていません。

○弁護士委員A

補足になります。私は鳥取市の成年後見等の受任調整会議に参加しておりまして、これは、専門職と市民後見人も含めて、市長申立てのケースの候補者を調整する会議ですが、一般の市民後見人に回す事案が少ないような気がします。財産が多くな、法的なトラブルもなく、あと本人が性格上穏やかというか、一般の方にとって本人と足しげく会いやすいイメージで対象者を探しているような気がします。

それと、トラブルが簡単なもので、専門家が関われば解決しそうであれば複数の後見人を選任した上、トラブルが解消されたら、専門家後見人が辞任し、一般の方のみで後見人を担っていただくとか、そういうイメージで選任しているように思います。

そういう意味では、語弊があるかもしれませんが、世話好きという方、民生委員あるいは民生委員経験者などそういう方が市民後見人にふさわしいと思います。

○委員長

今、複数選任等の御紹介もいただきましたが、これに関して、裁判所から補足説明がありますか。

○事務担当者

リレー選任方式の話ですが、従前から市民後見人養成講座に参加した方をリスト

アップし、その方に実地研修を受けていただき、ある程度の研修を経た方を市民後見人として選任するという方式を以前から鳥取家裁では行っています。

ただ、近年新型コロナウイルスの流行のため、実地の研修をしていただくということが困難になり、せっかく養成講座を受けたにもかかわらず、市民後見人をお願いすることができないという状況が生じていました。また、市民後見人候補者の方にとっても、いきなりある人の財産、身上保護をお一人で担っていかれるのは負担が大きいという面もありました。

そこで、今、リレー方式という形式を取り入れており、先ほど申し上げたような市民後見人にふさわしい事案を取り上げ、最初の時点では、市民後見人と弁護士、司法書士、社会福祉士などの専門職の方の2人体制で後見人を選任し、半年、1年程度は専門職後見人が生じている相続などのトラブルを解決し、ある程度本人の生活が安定したところで専門職後見人が辞任し、その後は市民後見人が一人で後見事務を担うという方式です。ここ2年、新型コロナウイルスの流行で研修を受けていただくことが難しい中、専門職との二人体制で、いわばOJTといえますか、実際に仕事をやりながら後見人の仕事を覚えていただくといった形で市民後見人を活用するということを鳥取市では試みているところです。

米子市では、中核機関の中に、市民後見人の研修を受けた方がスタッフとして入られて実際に実動隊として働いていらっしゃるということなので、市民後見人の方がお一人で何もかも担うというわけではなく、研修で得た知識を生かしていただきながら、トラブルが生じた際には専門職のアドバイスを借りて実動のところを担っていただいているということです。

○委員長

市民後見人の方に負担になり過ぎないという意味で、そういうサポートの体制についても考慮をしております。

そうすると、市民後見人の人材発掘というところでいくと、どういうところにターゲットを絞っていくべきか、何か御意見はございますか。

○学識経験者委員C

実は、私の身近にも実際に市民後見人になった方がいまして、福祉とは全然関係のない人です。退職されて地域貢献をしたいということで市民講座受講をきっかけに、こういう地域貢献があることを知られて実際に登録されていました。本当に福祉とは関係のないお仕事をされていた方なので、実際に市民後見人をされている方がどうやってその情報を得られて、どうやったら後見人になられたのか、実際になられた方からきっかけを聞かれるのも一つですし、実際にやってみてイメージどおりだったのか、苦労があるのか、思いのほかやりがいがあるのか、実際にされている方から話を聞くのは大事だと思います。

リレー方式という複数体制は知られていないと思うので、そういう体制が組みられるのであればやってみてもいいかな、気が楽だと思われて身近なことと考えてもらえるのは一つの利点だと思います。

○学識経験者委員E

ちょうど今年の4月に孤独・孤立対策法が施行されます。これは、裏返せば孤独・孤立社会に自分も何かしらの貢献をしたいという人がいるということではないかと思っています。

実際、孤独・孤立に関連するイベント、セミナーなどを取材すると、質疑応答で手を挙げる方がおられます。話に耳を傾けると、そういう方は定年退職を迎え、これから何かしたいということで、社会福祉士の資格を取りたいとか、そういった方々はそんなに多くはないかもしれませんが、潜在的にいると思っています。

何も福祉に限ることはなく、要はやる気が一番大切だと思いますから、そこを守るような形ができれば、もっと市民後見人の人材は発掘できるのではないでしょう

か。でも、そのためには広報が大切でもあります。

ちょうど今日の誌面で、日本海新聞で高橋英樹さんを紹介しています。高橋英樹さんといえば確定申告の顔という方です。このように、例えばこの後見人制度あるいは市民後見人のイメージを発信するような顔の人を全国的にでも設けるというのも、広報としては一つの手法であると思います。

○委員長

いろいろな戦略をお教えいただきありがとうございます。向き、不向きの問題、それからアシストする体制、いろいろなものがうまくミックスして、かつ情報発信としてそういう魅力的なキャラクターがいれば、そういう方を取り上げていくなどいろんなことが考えられると思いました。